

令和6年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和6年 11 月 13 日(水) 午後1時 30 分～3時 30 分
グリーンパレス 千歳・芙蓉

1 開 会

2 議 事

(1) 地域生活支援拠点等部会について

(2) 災害時自立支援部会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料一覧】

- ・令和6年度第2回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・資料1 地域生活支援拠点等部会の活動状況
- ・資料2 地域生活支援拠点等について
- ・資料3 避難行動要支援者の個別避難計画作成について

地域生活支援拠点等部会の活動状況

回	開催日・内容
第1回	8月26日（月）午前9時30分～11時30分 会場：グリーンパレス 集会室 401 地域生活支援拠点等の構築について ○エリアごとに開設 ○熟年相談室との連携 ○地域生活支援拠点等の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり） ○分科会での機能整理（拠点整備までの課題整理等） ○関係者との意見交換会の開催について ○部会員の意見交換
第2回	9月9日（月）午後3時～5時 会場：グリーンパレス集会室 405 地域生活支援拠点等の整備について ○地域生活支援拠点等の展開イメージ図 ○熟年相談室 参考となるポイント ○拠点協力事業所登録について ○スケジュール（案） ○地域別ワーク ○関係者意見交換&ワークショップの開催について
第3回	10月15日（火）午後2時～4時30分 会場：グリーンパレス 孔雀Ⅰ・Ⅱ 障害福祉サービス事業所関係者意見交換&ワークショップ ○地域生活支援拠点等の概要と部会で話し合ったこと（個人ワーク・グループワーク） ○事例を踏まえて、法人や事業所にできること ○事例を踏まえて、地域課題や社会資源を考える ○機能するためのチーム作りの考え方の共有
第4回	11月1日（金）午後2時～4時 会場：グリーンパレス集会室 403 地域生活支援拠点等の整備について ○ワークショップの振り返り ○エリアごとに各機能を担う候補事業所の提案（グループワーク） ○今後必要な連携について（熟年相談室、拠点コーディネーター、なごみの家） ○地域生活支援拠点等の広報

（参考）

令和6年7月3日 地域生活支援拠点等の勉強会

【テーマ】地域生活支援拠点等のこれまでとこれから

～整備主体である自治体と民間事業所等との官民協働での取組を考える～

（講師）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室地域移行支援専門官

障害福祉課障害福祉専門官（精神障害福祉担当） 金川洋輔氏

地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等

障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」の課題

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

①
相談

②
緊急時の
受け入れ
対応

③
体験の
機会・場

④
専門的
人材の確
保・養成

⑤
地域の
体制づくり

地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児・者の生活を
地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること

地域生活支援拠点等の機能

拠点機能	内 容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を 事前に把握 した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた 緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援 を行う。
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した 常時の緊急受入体制を確保 した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等 必要な対応 を行う。
③体験の機会・場の提供	地域移行支援や親元からの自立にあたり、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの 体験の機会・場の提供 を行う。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者に対し、 専門的な対応を行う体制の確保や人材養成 を行う。
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できる サービス提供体制の確保 、社会資源の 連携体制構築 を行う。

地域生活支援拠点等の機能

拠点機能	内 容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯 を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害者の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う。
②緊急時の受入れ・対応	短 急 等 中心となる 対象者像 入体制を確保した上で、介護者の 時の受け入れや医療機関への連絡
③体験の機会・場の提供	地 社サービスの利 あたり、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や暮らしの体験の機会・場の提供を行う。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害、高齢化に伴い重度化した障害者 に対し、専門的な対応を行う体制の確保や人材養成を行う。
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制構築を行う。

令和4年度法改正

1 - ② 1 - ③ 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

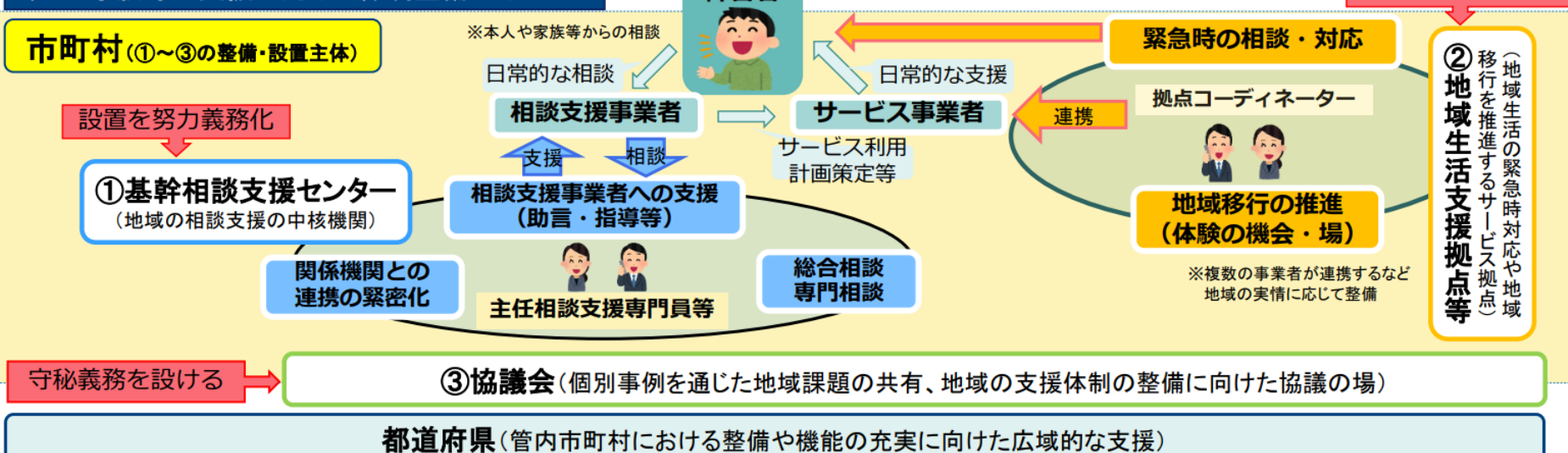
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

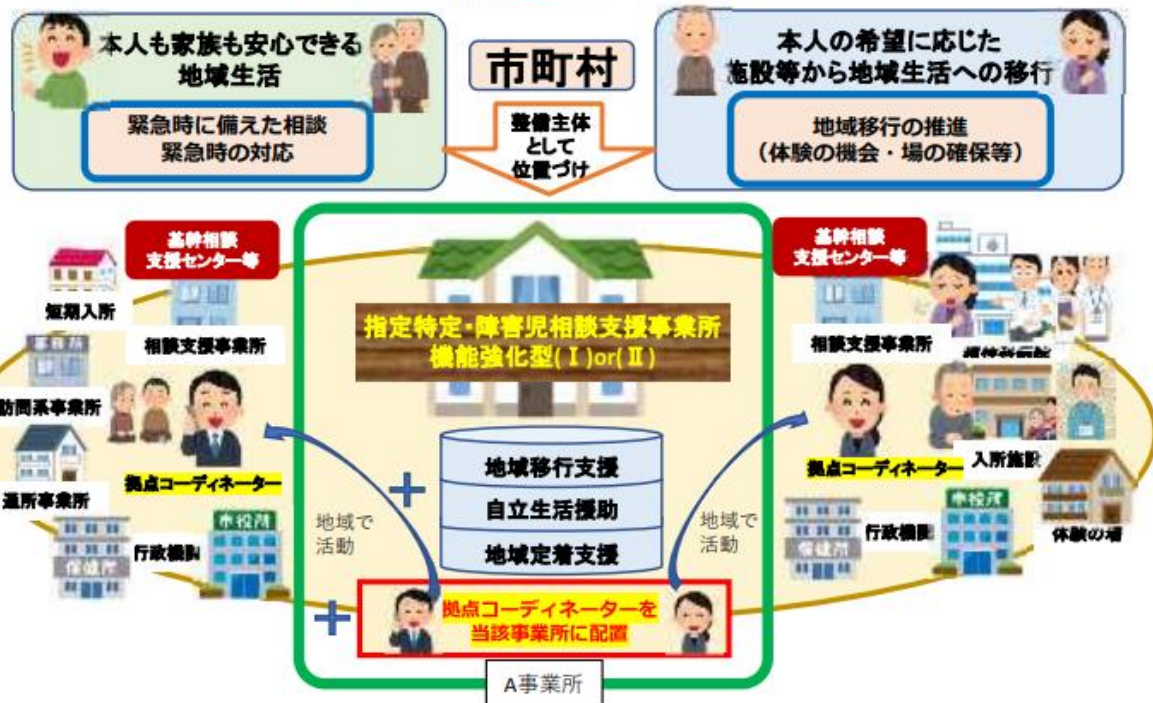
本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



令和6年度報酬改定

拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

運営上の留意点

- ① 拠点等において支援を担う者（支援者）の協力体制の確保・連携
- ② 拠点等における課題等の活用
- ③ 拠点等に必要な機能の実施状況の把握
- ④ 各制度との連携



コーディネーターへの期待

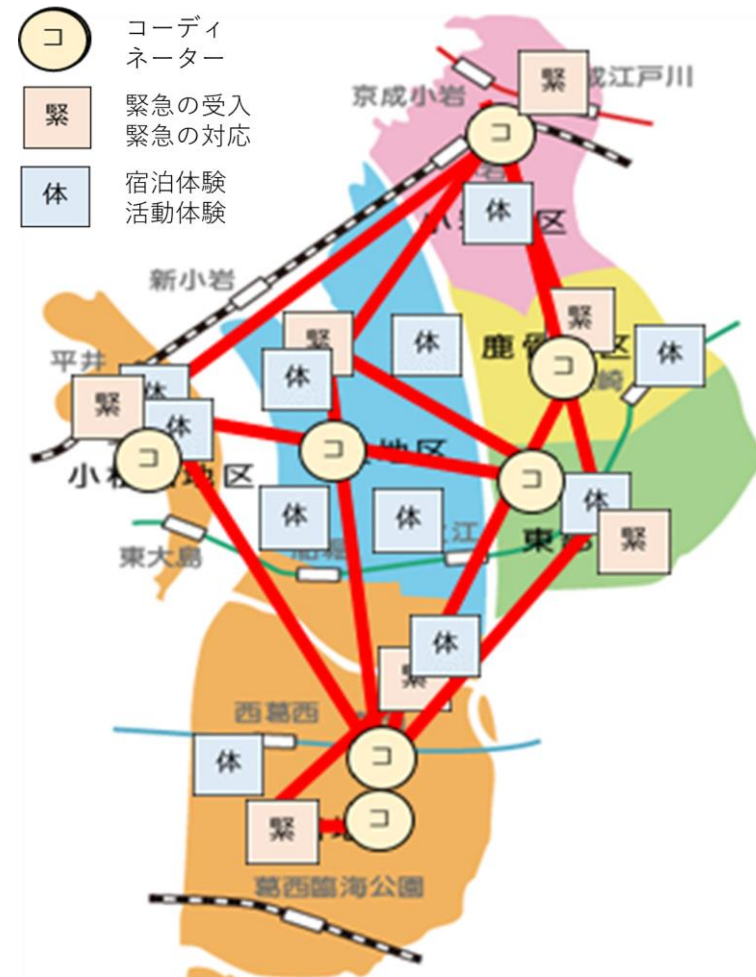
コーディネーターの役割（例）

拠点機能	内 容
①相談	「相談」の担い手が受けた相談の情報を受け取り、対象者の状況等を踏まえ、 「緊急時の受入れ・対応」の判断、受入れ・対応の担い手と対象者との間で利用調整等をする。 「体験の機会・場の提供」の判断、体験の機会・場の提供者と対象者との間で利用調整をする。 必要に応じて調整会議を設ける、利用に際し行政や相談支援の担当者等との共有を図り課題対応へつなげる。 など 対象者のニーズに応じることができる「専門的人材の確保・養成」のため、またその人材や上記機能が拠点等機能を果たすべく「地域の体制づくり」のために、実態調査、研修会の企画・実施、実務者レベルの会議や事例検討会の開催、利用者・家族への啓発などをする。など
②緊急時の受入れ・対応	
③体験の機会・場の提供	
④専門的人材の確保・養成	
⑤地域の体制づくり	

地域生活支援拠点等部会

話し合われた方向性

- ・6つのエリアで面的整備
- ・モデルエリアを定めてスタート
- ・令和7年度の早い時期に整備
- ・「相談」機能は熟年相談室と連携が必要
- ・区全体整備目標：2030年



最終的な整備イメージ

避難行動要支援者の 個別避難計画作成について

江戸川区地域
自立支援協議会
令和6年11月13日
福祉部

資料3

1 概 要

- ・ 高齢者や障害者などで災害時に自ら避難することが困難で特に支援が必要な方々(避難行動要支援者 約14,600人)の名簿を作成 ※ 災害対策基本法で名簿作成は義務
- ・ この名簿をもとに、全ての避難行動要支援者一人ひとりの「個別避難計画」作成
※ 災害対策基本法で計画作成は努力義務

2 作成方法等

- ・ 計画に記載する項目（災対法第49条の14に規定）は、本人情報（氏名、住所、連絡先等）、避難支援者の情報、避難先 等
- ・ 避難行動要支援者本人と日常的に接し、身体や生活状況を把握している介護支援専門員、相談支援専門員など福祉専門職の協力を得ながら作成（作成後は郵送または電子申請で提出）

3 予 定

- ・ 令和6年12月まで： 全ての避難行動要支援者（約14,600人）へ通知、順次作成開始
- ・ 令和7年 2月から： 名簿や個別避難計画はシステムで管理し、災害に備えて活用

担当：福祉部 災害要配慮者支援課

個別避難計画の作成対象者 (災害要配慮者と避難行動要支援者)

江戸川区地域
自立支援協議会
令和6年11月13日
福祉部

避難者

要配慮者

避難行動要支援者

災害が発生した時に配慮や支援が必要となる方

要配慮者 260,000人規模 (災害対策基本法第8条第2項第15号)

高齢者(65歳以上)14.7万人、障害者・難病患者3.1万人、外国人3.5万人、乳幼児4.1万人、妊産婦6千人

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を必要とする方

避難行動要支援者 14,600人規模

- (1) 要介護5～4までの方
- (2) 要介護3でひとり暮らし又は65歳以上のみの世帯の方
- (3) 要介護2～1でひとり暮らしの方
- (4) 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1～2級の方
- (5) 身体障害者手帳の肢体不自由の程度が下肢又は体幹、移動機能障害において3級の方
- (6) 身体障害者手帳の視覚障害の程度が1～2級でひとり暮らし又は障害者(未成年者含む)のみの世帯の方
- (7) 愛の手帳1～2度の方
- (8) 愛の手帳3度でひとり暮らしの方
- (9) 精神障害者保健福祉手帳1級から2級でひとり暮らしの方
- (10) 在宅で人工呼吸器を使用されている方や医療的ケア児等
- (11) その他特に支援を要すると江戸川区が認める方(届出要支援者)

※ 施設入所、共同生活援助、区外居住者を除く

個別避難計画の作成対象者